

各務原市養育支援訪問事業実施要綱

(令和2年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援（以下「養育支援」という。）を行う養育支援訪問事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、各務原市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を適切な事業の運営が確保できると認められる事業者に委託することができるものとする。

(対象家庭)

第3条 事業の対象となる家庭（以下「対象家庭」という。）は、市内に居住し、乳児家庭全戸訪問事業等により市長が訪問による養育支援が必要であると認める次に掲げる家庭とする。

- (1) 妊娠又は子育てに不安を持ち、養育支援を希望する家庭
- (2) 若年での妊娠、望まない妊娠、妊婦健康診査が未受診等により妊娠期からの継続的な養育支援を特に必要とする家庭
- (3) 出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれ又はそのリスクを抱えており、特に養育支援が必要と認められる家庭
- (5) 母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による幼児に対する健康診査（以下この号において「健康診査」という。）を受診してから次の健康診査を受診するまでの間にある児童又は3歳から5歳までの児童で保育所、幼稚園等に通っていないものがある養育支援を必要とする家庭
- (6) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める家庭

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次条に規定する訪問支援者が対象家庭の居宅を訪問し、次に掲げる養育支援を行うものとする。

- (1) 妊婦又は養育者の心身の健康に関する相談、指導又は助言
- (2) 児童の養育に関する相談、指導又は助言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める養育支援

(訪問支援者)

第5条 訪問支援者は、次の各号に掲げる養育支援の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に掲げる養育支援 保健師、家庭児童相談員等
- (2) 前条第3号に掲げる養育支援 市長が認める者

(中核機関)

第6条 事業を円滑に実施するため、各務原市要保護児童対策及びDV対策地域協議会設置要綱(平成18年1月5日決裁)第9条第1項に規定する要保護児童対策調整機関を事業の中核となる機関(次条において「中核機関」という。)とし、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関からの情報提供及び家庭訪問の実施により、養育支援が必要となる家庭に関する情報を収集すること。
- (2) 収集した情報を基に養育支援の必要性、今後の方針、養育支援の内容等を関係機関と協議の上決定すること。
- (3) 養育支援の進行管理及び実施した養育支援に関する評価を行うこと。

(養育支援の実施)

第7条 市長は、中核機関が決定した対象家庭、養育支援の内容等に基づき、養育支援を実施するものとする。

(費用負担)

第8条 事業の利用に係る費用は、無料とする。ただし、養育支援の実施に当たり必要となる消耗品費等に係る費用は、事業を利用する者が負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 訪問支援者及び事業を受託した者は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 各務原市育児支援家庭訪問事業実施要綱（平成19年3月26日決裁）は、廃止する。

附 則（令和7年12月22日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。